

# 障害者福祉の手引き（4～6級の身体障害者用）

※この手引きは令和4年4月までの資料に基づき作成しました

## 1 相談窓口

1. 障害福祉課（横須賀市福祉事務所） 市役所 分館1階 TEL 822-8248

障害者福祉の中心的役割として、各専門機関と連携を図りながら、生活上のいろいろな相談に応じています。

## 2. 障害者相談サポートセンター

相談に応じて適切な専門機関の紹介や事業所の紹介を行います。本人や家族及び支援者の思いを共有したり、役割分担したりするお手伝いを行います。本人・家族・支援者が集まり、話し合うこと（チームアプローチ）を行うことで、よりよい支援につなげることができます。

また、仲間づくりや日中活動の場を提供するセンターもあります。

名称	住所・連絡先	開所日・時間	担当地区
田浦障害者相談サポートセンター	〒237-0075 田浦町2-80-1 TEL 861-9792 FAX 861-9767	月～土 10:00～18:00 【日中活動】：なし	追浜 田浦 逸見
久里浜障害者支援センター ゆんるり	〒239-0831 久里浜4-2-4 リバーサイド久里浜1F TEL 838-4616 FAX 838-4617	月～金、日 9:30～17:30 【日中活動】：あり 9:30～15:30	浦賀 久里浜
衣笠障害者相談サポートセンター 相談室 あすなろ	〒238-0022 公郷町2-7-19 TEL 853-3415 FAX 854-8511	月～土 9:00～17:00 【日中活動】：なし	衣笠
チームブルーよこすか 障害者相談サポートセンター	〒238-0011 米が浜通1-4 Flos 横須賀601号室 TEL 874-8407 FAX 874-9150	月～土 9:00～17:00 【日中活動】：あり 10:00～16:00	本庁 大津
ピース・とーく 障害者相談サポートセンター	〒238-0313 武4-28-1 鈴木ビル1階 TEL 855-3555 FAX 855-3556	月～土 9:00～18:00 【日中活動】：なし	北下浦 西

## 2 障害者手帳

1. 身体障害者手帳 窓口 障害福祉課

**【対象】** 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、または肝臓機能に永続する障害のある人

**【内容】** 障害の程度によって1級から6級まで区分されます。

**【手続】** 再交付などの際の必要書類は以下の通りです。 ○…必要なもの △…届出人の印鑑

	手帳	印鑑 <sup>※1</sup>	顔写真 たて4cm×よこ3cm	指定医師 の診断書	個人番号 (マイナンバー)
手帳をなくしたとき		○	○		○
手帳が破れたり、汚れたとき	○	○	○		○
写真を新しくしたいとき	○	○	○		○
障害の程度が変わったとき	○	○	○	○	○
違う障害を加えるとき	○	○	○	○	○
住所、氏名などが変わったとき	○	○			○
本人が死亡したとき	○	△			

※1 本人が来庁される場合、印鑑は省略できます。代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。

### 3 相談会

#### 1. 身体障害者更生相談会（予約制）

窓口 障害福祉課

障害者の便宜を図るため、次のとおり更生相談会を実施しています。希望者は、あらかじめ障害福祉課に申込んでください。

##### (1) 肢体不自由者の補装具巡回相談会 毎月1回（原則 第1水曜日）

【対象】補装具の同型再作製・修理を希望する人

【内容】県立総合療育センターの医師などによる補装具の判定など。

##### (2) 耳の聞こえ相談（日程については障害福祉課までお問い合わせください）

【対象】聴力の低下を感じる人

【内容】聴力検査を行い、現在の聞こえの状態について説明します。

### 4 医療

#### 1. 自立支援（育成）医療の支給

窓口 こども給付課(TEL 822-9729)

【対象】18歳未満の肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内部障害（心臓・腎臓・小腸・肝臓機能障害など）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を持つ児童、現存する疾病を放置すると将来これらの障害を残すと認められる児童

【内容】障害の除去・軽減を目的とした治療の費用を助成します。

一部自己負担があります。

【備考】各健康福祉センターでも受付しています。

#### 2. 自立支援（更生）医療の支給

窓口 障害福祉課

【対象】18歳以上の身体障害者手帳を持っている人

【内容】生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することができる治療の費用を助成します。

（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など）

【手続】身体障害者手帳、意見書、市民税課税（非課税）証明書、健康保険証、個人番号（個人番号カードなど）、印鑑

【備考】①一部自己負担があります。

②事前に医療機関で相談のうえ、障害福祉課へ。

③指定医療機関については、障害福祉課にお問い合わせください。

④手術、治療を行う前に申請が必要です。

#### 3. 自立支援（精神通院）医療の申請

窓口 障害福祉課

【対象】精神疾患で医療機関に通院している人

【内容】精神による疾患で、通院療法が継続的に必要な人の通院医療に係る医療費（薬剤費等も含む。）の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

【手続】診断書（更新申請の場合、診断書の提出は2年に1度）、個人番号（個人番号カードなど）、健康保険証、病院と薬局の名称・所在地の分かるもの、市民税課税（非課税）証明書（同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の人は不要）、印鑑（県外からの転入手続きの人のみ）

## 5 年金・手当

### 1. 障害年金（国民年金・厚生年金・共済年金）

【内容】障害の内容と等級によって、4級以下でも年金が支給される場合があります。

※65歳以上の人（65歳未満で老齢基礎年金を受給している人を含む。）は、原則、対象外です。

【窓口】国民年金：窓口サービス課(TEL 822-8235) \*予約制

厚生年金・共済年金：年金事務所 (TEL 827-1251)

### 2. 特別児童扶養手当

窓口 こども給付課(TEL 822-9809)

【対象】次に該当する20歳未満の障害児を養育している保護者

○身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とすること（おおむね身体障害者手帳1級から3級までと4級の1部）。

## 6 税金

### 1. 所得税の障害者控除

窓口 横須賀税務署(TEL 824-5500)

【対象】本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合

【内容】27万円が所得から控除されます。

【備考】勤務先で年末調整を受ける場合は、勤務先の給与担当係が窓口です。

### 2. 市県民税の障害者控除

窓口 市役所 市民税課(TEL 822-8192)

【対象】本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合

【内容】26万円が所得から控除されます。

【備考】「1. 所得税の障害者控除」の手続きをすれば、この手続きは不要です。

### 3. 市県民税の非課税

窓口 市役所 市民税課(TEL 822-8192)

【対象】身体障害者手帳を持っている人で、所得（障害年金は対象外）が135万円以下の場合

【内容】翌年の市民税及び県民税が非課税になります。

【備考】「1. 所得税の障害者控除」または「2. 市県民税の障害者控除」の手続きをすればこの手続きは不要です。

### 4. 相続税の障害者控除

窓口 横須賀税務署(TEL 824-5500)

【内容】障害者が相続により財産を取得する場合、 $10万円 \times (85歳 - 障害者の年齢)$ が相続税額から控除されます。

※平成27年1月1日以後の相続より、上記の控除額に引き上げられました。

### 5. 身体障害者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税

窓口 横須賀税務署(TEL 824-5500)

【対象】身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品で一定のものを購入または借受けた場合

【内容】身体障害者用物品としての義肢、車いす、盲人安全つえ等の購入、借受けについては、消費税及び地方消費税はかかりません。

### 6. 非課税貯蓄制度（マル優・特別マル優）

窓口 銀行、証券会社など

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 障害年金を受けている人

【内容】預金や郵便貯金、公債（国債、地方債）などの元本700万円までの利子所得で課税される所得税と復興特別所得税を非課税にできる制度です。

○マル優の対象となる貯蓄・預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券（4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子）

○特別マル優の対象となる貯蓄・国債、地方債（2種類の額面の合計額が350万円までの利子）

## 7. 個人事業税の減免及び課税対象外

窓口 横須賀県税事務所(TEL 823-0210)

**【対象】** 4級の身体障害者が個人で事業を営む場合

**【内容】** 事業税額から5,000円を限度として減免されます。

## 8. 自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免

窓口 横須賀県税事務所(TEL 823-0210)

**【対象】** 身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

- 視覚障害4級（視力で認定されている人）
- 平衡機能5級
- 下肢4～7級、体幹機能障害5級
- 内部障害4級

**【内容】** ①上記の人が所有し、運転する自動車

②もっぱら上記の人が乗るために上記の人または生計を一にする人が所有し、その人が運転する自動車

③上記の人で、障害者のみの世帯であり、上記の人が所有し、常時介護する人が運転する自動車

①～③のいずれかに該当する自動車の自動車税種別割と自動車税環境性能割が減免されます。

**【手続】** 身体障害者手帳、運転免許証、車検証など

**【備考】** ア ①～③の「所有」は、リース車を除きます。

イ ②のうち同居でない場合、障害者と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど）も必要です。

ウ 障害者が福祉施設等に入所している場合で、障害者と生計を一にする人が運転する自動車については、障害者の帰宅や通院等のために継続的に週1日以上使用していることが証明されたものに限りません。

エ ③の場合、必要書類については県税事務所にお問い合わせください。

オ 軽自動車の軽自動車税環境性能割が減免になる場合があります。

（登録した日から1月を経過する日までに申請）

カ 複合障害の場合で障害の区分、級別が判明できない場合は、県税事務所にお問い合わせください。

## 9. 軽自動車税（種別割）の減免

窓口 市役所 市民税課軽自動車税担当 (TEL 822-9733)

**【対象】** 身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

- 視覚障害4級（視力で認定されている人）
- 平衡機能5級
- 下肢4～6級、体幹機能障害5級
- 内部障害4級

**【内容】** ①上記の人が所有し、本人が運転する軽自動車など

②上記の人が乗るために上記の人または生計を一にする人が所有し、その人が運転する軽自動車など

③上記の人で、障害者のみの世帯であり、上記の人が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車など

①～③のいずれかに該当する軽自動車などの軽自動車税（種別割）が減免されます。

**【手続】** 身体障害者手帳、運転免許証、車検証（登録済証・標識交付証明書）、納税通知書（5月初旬に送付）

**【備考】** ①減免できる車両は1人の対象者につき普通自動車などを含め1台に限られます。

②減免申請は納税通知書が届いてから（5月初旬に送付）納期限（5月末）までに市民税課軽自動車税窓口で行ってください。普通自動車と異なり車両登録時に行うものではありません。期限を過ぎると申請はできません。

③毎年6月初旬に「減免決定通知書（兼車検用納税証明書）」が送付されます。

④初回減免の後、次年度以降継続して減免を受けられる人は、毎年4月初旬に減免確認書（申請書）を送付しますので、必要個所に記入のうえ指定期限までに必ず返送してください。ご回答がない場合、減免を取り消すことがありますのでご注意ください。

⑤減免車両の変更、手帳記載事項の変更、車両名義の変更がある場合には、市民税課軽自動車税担当までご連絡ください。

## 7 障害福祉サービス

### 1. 障害福祉サービス

窓口 障害福祉課

**【対象】** 身体障害者手帳を持っている人

**【内容】** 障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある人それぞれの障害の程度や社会活動の様子、居住などの状況を踏まえて個別に支給決定が行われる支援サービスです。

- ① 訪問系サービス…主に障害のある人の自宅で提供される支援サービス  
居宅介護（ホームヘルプ）、行動援護
- ② 日中活動系サービス…施設を利用して主に昼間に提供される支援サービス  
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（ショートステイ）  
※児童福祉法に基づくサービス：児童発達支援（未就学児）、放課後等デイサービス（学齢期児童）など
- ③ 居住系サービス…施設などにおいて、主に夜間や休日に提供される支援サービス  
施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）

**【手続】** 身体障害者手帳、審査用の医師意見書（必要時）、市民税課税（非課税）証明書（必要時）、個人番号（マイナンバー）

**【備考】** ①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。

②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

③介護保険被保険者は、介護保険での給付が優先されます。

### 2. 地域生活支援事業

窓口 障害福祉課

**【対象】** 身体障害者手帳を持っている人

**【内容】** 障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある人のニーズや社会資源の状況など地域の実情に応じて、移動支援事業など市町村の創意工夫で、柔軟な形で実施できる支援サービスです。

**【手続】** 身体障害者手帳、市民税課税（非課税）証明書（必要時）、個人番号（マイナンバー）

**【備考】** ①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。

②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

## 8 補装具・日常生活用具等

### 1. 補装具費の支給制度

窓口 障害福祉課

**【対象】** 身体障害者手帳を持っている人

**【種類】** 義肢（義手・義足）、装具（下肢・靴型・体幹・上肢）、盲人安全杖、義眼、眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡等）、補聴器、歩行器、歩行補助杖など

**【手続】** 身体障害者手帳、医師の意見書（診断書）、見積書、市民税課税（非課税）証明書

**【備考】** ○原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外となります。

○支給には各種条件がありますので、購入や修理をする前にご相談ください。

○歩行器、歩行補助杖は介護保険での貸与が優先されます。

### 2. 日常生活用具給付事業

窓口 障害福祉課

**【対象】** 身体障害者手帳を持っている人

**【種類】** 入浴補助用具、ストマ用具など

**【手続】** 身体障害者手帳、見積書、市民税課税（非課税）証明書

**【備考】** ○原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外です。

○在宅での生活を便利にするための用具のため、施設に入所している人または病院に入院している人は受けられません。（一部、例外の用具もあります。）

○給付を受ける前に申請が必要になります。

9 外出

1. 乗り物の割引

(1) 鉄道運賃の割引

窓口 各駅などの乗車券販売窓口

① JR 旅客運賃

【対象】身体障害者手帳を持っている人

種別		第1種障害者		第2種障害者	
乗車形態		障害者が単独で乗車	障害者が介護者とともに乗車	障害者が単独で乗車	12歳未満の障害者が介護者とともに乗車
乗車券の種類	普通乗車券	本人5割引 (片道100kmを超える区間を乗車する場合)	本人5割引 介護者5割引 (距離制限なし)	本人5割引 (片道100kmを超える区間を乗車する場合)	×
	定期乗車券 (※)	×	本人5割引 介護者5割引	×	介護者5割引
	回数乗車券	×	本人5割引 介護者5割引	×	×
	普通急行券	×	本人5割引 介護者5割引	×	×

(※)①介護者については、通勤定期乗車券のみ割引されます。

②小児定期乗車券は割引されません。

【手続】身体障害者手帳を提示してください。なお、12歳以上の第1種手帳所持者が、介護者とともに、100kmまでの区間乗車する場合は、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能です。(ただし、有人改札を利用してください。)

② 私鉄・横浜市営地下鉄等運賃

【対象】身体障害者手帳を持っている人

【内容】JR 運賃とほぼ同様の取扱いがなされています。なお、横浜市営地下鉄、シーサイドラインには障害者単独利用の場合の距離制限はありません。

【手続】身体障害者手帳を提示してください。

なお、12歳以上の第1種手帳所持者が、介護者とともに、100kmまでの区間乗車する場合は、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能です。

(ただし、有人改札を利用してください。)

【備考】各社により内容などが若干異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

(2) バス運賃の割引

窓口 各交通機関

【対象】身体障害者手帳を持っている人

種別		第1種障害者		第2種障害者	
乗車形態		障害者が単独で乗車	障害者が介護者とともに乗車	障害者が単独で乗車	
乗車券 (運賃)		本人5割引	本人5割引 介護者5割引	本人5割引	
定期乗車券 (※)		本人3割引	本人3割引 介護者3割引	本人3割引	

(※) 小児定期乗車券は割引されません。

【手続】身体障害者手帳、運賃割引証のいずれかを提示してください。

【備考】①障害者が乗車するときは、手帳の提示のみで利用できます。第1種の人には介護者の割引もできます。

②手帳の紛失が心配の人に割引証を障害福祉課及び各行政センターで交付しています。

③県外のバスは、各社により内容などが異なります。

(3) 国内航空運賃の割引 窓口 各航空会社カウンター、営業所、指定代理店等

【内容】 障害者に対して航空運賃が割引になる場合があります。

【手続】 割引制度の有無、内容については、各航空会社等にお問い合わせください。

(4) タクシー運賃の割引 窓口 タクシーの運転手

【対象】 身体障害者手帳を持っている人

【内容】 タクシー（個人タクシーを含む）を利用する場合、運賃が1割引となります。

【備考】 ①タクシーに乗車した際に、運転手に身体障害者手帳を提示してください。

②横浜・川崎・横須賀のタクシーに関する苦情や要望は、神奈川タクシーセンター  
（電話 045-252-0300）へお寄せください。ホームページもあります。

(5) フェリー旅客運賃の割引 窓口 東京湾フェリー（久里浜8-17-5 TEL 830-5622）

【対象】 身体障害者手帳を持っている人

【内容】 東京湾フェリーの旅客運賃で障害者本人と介護者1人分が5割引になります。

【手続】 乗船券販売窓口で、身体障害者手帳を提示してください。

(6) 有料道路通行料金の割引 窓口 障害福祉課

【対象】 ア 身体障害者手帳を持っている人が自ら運転する自動車  
イ 第1種の身体障害者手帳を持っている人を同乗させて、介護者が運転する自動車

※いずれも障害者ひとりにつき1台の指定した車輦になり、営業車やトラックなどは対象外です。

【内容】 東日本・首都・中日本など高速道路株式会社6社、各府県道路公社等の有料道路通常料金が5割引になります。

【手続】 身体障害者手帳、車検証、運転免許証（対象のアのみ）を窓口へ。  
手続後、割引対象者証明を手帳に貼付します。

※ETCを利用する人は、障害者本人名義のETCカード（障害者が18歳未満のときは親権者のETCカードも可）、ETCセットアップ申込書・証明書も必要となります。障害福祉課で証明を受けたのち、下記登録係へ証明書を提出。

有料道路ETC割引登録係（電話 045-477-1233）

## 2. 自動車等利用の援助

(1) 自動車運転免許の無料教習 窓口 身体障害者運転能力開発訓練センター

【対象】 18歳以上の身体障害者手帳を持っている人で、次の①②③のすべてに当てはまる人

- ① 公共職業安定所に求職登録している人
- ② 運転免許試験場での運転適性審査に合格した人
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた人

【内容】 18歳以上の身体障害者手帳を持っている人が自動車運転免許を取得して就職しようとする場合、厚生労働省の委託により「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます。（検定料など約76,550円は自己負担）

【窓口】 身体障害者運転能力開発訓練センター（月曜定休日）

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46  
電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578  
ホームページ <http://www.azumaen.or.jp>

【備考】 入所日は1, 4, 7, 10各月の月初めで、訓練期間は3カ月です。  
申込締切は、前月の15日までです。

## (2) 自動車運転訓練費の助成

窓口 障害福祉課

【対象】 4級までの下肢・体幹または内部障害で身体障害者手帳を持っている人

【内容】 県公安委員会指定の自動車教習所で免許証取得のための初めての技能教習を受けた費用の3分の2を助成します。 ※ただし、10万円を限度とします。

【手続】 身体障害者手帳、技能検定合格証明書、運転免許証

【備考】 申請の期限は初めて免許証の交付を受けた日から1年以内。免許は普通自動車に限ります。

## (3) 自動車改造費用の助成

窓口 障害福祉課

【対象】 身体障害者手帳を持っていて、通勤などのために自分で所有する自動車を自分で運転する人（一部所得制限があります。）

【内容】 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を10万円を限度として助成します。

【手続】 身体障害者手帳、見積書、運転免許証、車検証、源泉徴収票、改造内容のわかるカタログ（コピー可）

【備考】 改造を行う前に申請が必要です。

## (4) 駐車禁止除外指定者の指定

窓口 各警察署 交通課

【対象】 視覚障害4級（視力で認定されている人）、下肢障害4級の人

【内容】 対象者が現に使用・利用中の車両で、「駐車禁止除外指定車（歩行困難者使用中）」の標章を掲出している場合には、次の場所で駐車できます。標章は、対象者本人に対して交付されます。

- ① 道路標識等で駐車が禁止されている場所
- ② パーキング・メーター、パーキング・チケット設置区間（枠内に限る）  
（県によっては除外されていないところがあります。）

【申請方法】 ◆申請に必要な書類（すべて1通）

1. 駐車禁止除外車両指定申請書（身体障害者用）

申請書は、警察署交通課の窓口で取得でき、神奈川県警察のホームページからダウンロードすることもできます。

2. 身体障害者手帳の写し

※窓口にて確認をいたしますので、申請時には原本もお持ちください。

3. 障害者等本人の住民票の写し

※住民票は、コピーしたもので可（3カ月以内）

4. 旧標章の写し（更新の場合）

### ◆申請窓口

住所地を管轄する警察署の交通課

午前9時～正午、午後1時～午後4時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）

事前に、各警察署へお問い合わせください。

（横須賀 電話822-0110、田浦 861-0110、浦賀 835-0110）

【備考】 駐停車禁止場所・法定駐車禁止場所での駐車はできません。

また、自動車の保管場所等の確保に関する法律により、道路を車庫代わりに使用したり、長時間の駐車はできません。

## 3. 障害者のための国際シンボルマーク



窓口 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（TEL 03-5273-0601）

このマークは、障害者が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。

なお、個人の車にマークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はありませんので、ご注意ください。



## 10 情報・意思疎通支援

### 1. 点字・録音広報紙の発行

窓口 点字図書館 (TEL 822-6712)

【対象】 視覚障害者

【内容】 広報よこすかの点字版または録音版を送付します。

【手続】 身体障害者手帳

### 2. 110番アプリシステム・FAX110番

ファクス番号 0120 - 110221 (無料)

聴覚、音声機能または言語機能障害がある人のスマートフォン、ファクスを利用した通信手段です。

緊急に警察官に来てほしいときなどに利用できます。

詳しくは警察庁 (110番アプリシステム)、県警本部 (FAX110番) のホームページをご覧ください。

### 3. FAX119番

ファクス番号 119

聴覚、音声機能または言語機能障害がある人のファクスを利用した通信手段です。

火事や病気の時に、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。(消防局に設置されています。)

### 4. NET119サービス

窓口 消防局指令課

聴覚、音声機能または言語機能障害がある人の携帯電話・スマートフォンを利用した通信手段です。

火事や病気の時に、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。

事前にNET119サービスの登録申請が必要です。

【手続】 携帯電話もしくはスマートフォン

【窓口】 消防局指令課 (電話 821 - 6461 FAX 823 - 8406)

## 11 公共料金等

### 1. NHK放送受信料の減免

窓口 障害福祉課

【対象及び内容】

ア 半額免除…世帯主が視覚障害、または聴覚障害の身体障害者手帳を持っていて、NHKとの放送受信契約者の場合

イ 全額免除…障害者手帳を持っている人のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合

【手続】 身体障害者手帳、申請者が代理人の場合、代理人と世帯主が同一世帯であれば、代理人の本人確認書類、代理人と世帯主が同一世帯でなければ委任状及び代理人の本人確認書類、印鑑

【備考】 障害福祉課で資格確認を受けてNHK横浜放送局へ免除申請書を提出します。

(〒231 - 8324 横浜市中区山下町281 電話 045 - 212 - 2661)

### 2. ふれあい案内 (無料番号案内)

窓口 NTT東日本ふれあい案内

【対象】 視覚、聴覚、音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害で身体障害者手帳を持っている人

【内容】 無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。

(ご利用には事前に登録が必要です。)

【お問い合わせ先】 受付電話番号：フリーダイヤル 0120-104174 (全国共通)

受付：午前9時～午後5時 (月曜日～金曜日 土・日・祝日、年末年始 (12/29～1/3) は休み)

### 3. 携帯電話の基本使用料等の割引

窓口 携帯電話取扱店など

【対象】 身体障害者手帳を持っている人

【内容】 携帯電話の月額基本使用料や各種サービスの月額使用料等が割引になる場合があります。

【備考】 詳しい手続きや内容は、携帯電話取扱店窓口にお問い合わせください。

#### 4. 県立文化施設の入場料免除

窓口 各施設

【対象】身体障害者手帳を持っている人

【内容】次の県立文化施設は無料で入場できます。

- 日比谷花壇大船フラワーセンター (鎌倉市岡本)
- 歴史博物館 (横浜市中区南仲通)
- 金沢文庫 (横浜年金沢区金沢町)
- 近代美術館 (鎌倉別館 鎌倉市雪ノ下)  
(葉山館 三浦郡葉山町一色)
- 近代文学館 (横浜市中区山手町)
- 生命の星・地球博物館 (小田原市入生田)

#### 5. 市立施設の使用料の減免

窓口 各施設

【対象】身体障害者手帳を持っている人

【手続】各施設へ身体障害者手帳を提示してください。

施設名	減免の内容等
横須賀美術館	観覧料は無料(介助者1名まで全額減免)
ヴェルクよこすか (勤労福祉会館)	トレーニング室は半額減免(介助者1名まで減免) ホール・会議室・和室・研修室・音楽室は減免なし
総合体育会館	個人使用する場合は、半額減免(介助者1名まで減免) 障害者団体が使用する場合は半額減免
北体育会館	
南体育会館	
西体育会館	
佐島の丘温水プール	花の国温水プール・トレーニング室半額減免(介助者1名まで減免) 障害者温水訓練室は無料(受付で別途手続きあり)
くりはま花の国プール	
猿島公園	入園料は全額減免 (介助者1名まで全額減免)
しょうぶ園	
有料公園施設	個人使用する場合は、半額減免(介助者1名まで減免) 障害者団体が使用する場合は半額減免 (追浜公園、不入斗公園、はまゆう公園、しょうぶ園、衣笠公園、大津公園、佐原2丁目公園、くりはま花の国、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園、公園水泳プール)
総合福祉会館	ホール・会議室・研修室・音楽室は福祉目的で使用する場合は全額減免
すこやかかん (健康増進センター)	利用料の半額を減免(当館が認めた介助者1名まで減免)
田浦青少年自然の家 (キャンプ場)	使用料(宿泊)の半額を減免(介助者1名まで減免)
自転車等駐車場	定期使用及び一時使用ともに利用料金を全額減免

※横須賀美術館駐車場については、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

※ヴェルクよこすか(勤労福祉会館)駐車場については、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

※公園に付随する有料駐車場は、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

ただし、団体で使用する場合は、建設部公園管理課に申請する必要があります。(くりはま花の国、ヴェルニー公園、長井海の手公園「ソレイユの丘」、及び荒崎公園駐車場については指定管理者に申請)

※コミュニティセンター(21施設)は、団体使用する施設のため個人使用不可。

ただし、鴨居コミュニティセンタートレーニング室は、個人使用のため半額減免(介助者1名まで減免)。

障害者団体の減免については、民生局地域支援部地域コミュニティ支援課にお問い合わせください。

※その他障害者割引制度の有無については、各施設に直接お問い合わせください。

## 12 住宅

### 1. 住まい探し相談 窓口 公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会

【対象】民間賃貸住宅を探している障害者

【内容】民間賃貸住宅を探している障害者に対して、月1回相談会を実施しています。（予約制）

【窓口】公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会（電話045 - 664 - 6896）

相談受付：月曜日～金曜日（祝日は休み）午前9時～午後5時

### 2. 住宅改修相談 窓口 （一社）神奈川県建築士事務所協会横須賀支部

高齢の人や障害のある人が、より住みやすい環境をつくるために、建築士が無料で相談に応じます。

【日時】毎月第4水曜日 午前10時～正午、午後1時～午後3時（予約制、1時間）

【場所】横須賀市社会福祉協議会相談室（総合福祉会館2階）

【窓口】一般社団法人神奈川県建築士事務所協会横須賀支部（電話823 - 0386）

予約受付：月曜日～金曜日（祝日は休み）午前10時30分～正午、午後1時～午後5時

### 3. 市営住宅の当選率の優遇 窓口 （一社）かながわ土地建物保全協会

【対象】申込本人または同居しようとする家族に4級の身体障害者手帳を持っている人がいる世帯

【内容】一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は市の広報などに掲載されます。

【窓口】一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横須賀サービスセンター

（電話 823 - 1973 FAX 825-3315）

【備考】世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。なお、ひとりで生活できる障害者は、単身でも入居申込ができます。

### 4. 県営住宅の当選率の優遇 窓口 神奈川県住宅営繕事務所入居管理課

【対象】申込本人または同居しようとする家族に4級の身体障害者手帳を持っている人がいる世帯

【内容】一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は県の広報などに掲載されます。

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6022/>

【窓口】神奈川県住宅営繕事務所入居管理課（電話 045-311-8105 FAX 045-311-8107）

【備考】世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。単身者向住宅には障害者の優遇はありません。

### 5. 県営住宅家賃の減免 窓口 株式会社東急コミュニティ

【対象】県営住宅へ入居しており、一定額以下の収入（非課税所得を含む）で、4級の身体障害者がいる世帯

【内容】収入に応じて10%から60%の割引が適用されます。障害の程度によって収入の上限が変動になりますので詳細は窓口までお問い合わせください。

【窓口】株式会社東急コミュニティ 横須賀サービスセンター（電話833 - 7361）

【備考】生活保護費（住宅扶助費）を受給している人、家賃を滞納している人は減免を受けることができません。また、家賃減免期間中に家賃を滞納すると、減免を取り消すことがあります。

### 6. UR賃貸住宅の入居者募集に係る優遇措置 窓口 （独）都市再生機構

UR都市機構の賃貸住宅（UR賃貸住宅）に申し込む場合、以下のとおり優遇措置があります。

#### (1) UR賃貸住宅の優遇措置

##### ○「近居割」をご利用される場合

障害者を含む世帯などの優遇対象世帯（他に子育て世帯や高齢者世帯が該当）と、この世帯を支援する世帯が、UR都市機構の指定する同一団地、近隣団地（おおむね半径2キロ圏内）などで「近居」する場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後5年間5%割引く制度です。

## ○ 新築のUR賃貸住宅（抽選）に申込み場合

申込本人または同居する親族に、4級の身体障害者手帳を持っている人が含まれる世帯の人は当選率が一般の人に比べ概ね20倍優遇されます。

【窓口】独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

ホームページ ©物件情報 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

## (2) 神奈川県内のUR営業センター

1. UR横浜営業センター（横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア2階）  
電話 045 - 461 - 4177 営業時間 午前9時30分～午後6時（定休日：水曜日、年末年始）
2. UR藤沢営業センター（藤沢市南藤沢22-1 神中第2ビル6階）  
電話 0466 - 50 - 0061 営業時間 午前9時30分～午後6時（定休日：水曜日、年末年始）
3. UR港北営業センター（横浜市都筑区茅ヶ崎中央6-1 サウスウッド3階）  
電話 045 - 530 - 5033 営業時間 午前10時～午後6時（定休日：年末年始）

## 13 就労・雇用

### 1. 障害者の雇用促進

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、主に次のような規定を設けています。

- ア 事業主は法律に定められた雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません。
- イ 雇用率未達成の事業主（常時雇用労働者数100人超）は、雇用納付金の支払いが必要となります。
- ウ 雇用率をこえて障害者を雇用する事業主には一定の条件のもと雇用調整金が支給されます。
- エ 障害者を解雇する場合は、公共職業安定所長に届出なければなりません。
- オ 障害者を雇用する事業所には、一定の条件のもとに各種の助成金が支給されます。

### 2. 公共職業安定所（ハローワーク）

横須賀公共職業安定所（TEL 824-8609）

専門援助部門の窓口において、障害者それぞれの適性や能力に応じたきめ細やかな職業相談・紹介・就職後のアフターフォローなどを、就労支援機関との連携のもと行っています。また求人検索機では障害者に限定した求人を閲覧することができますので併せてご利用ください。

### 3. 職業訓練

窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】相模原市にある神奈川障害者職業能力開発校において、障害者が就職するために必要な技術を習得するための職業訓練を行っています。

令和4年4月現在の訓練コースと主な対象者は、総合CAD（身体）、Web・DTP制作（身体）等で、訓練期間は、コースにより6カ月、1年に分かれています。また、県内各地域において、訓練期間が3カ月程度の委託訓練「トライ」も実施しています。

### 4. 特定求職者等雇用開発助成金（特定就職困難者コース他）制度

窓口 公共職業安定所（ハローワーク）

【内容】障害者など就職が特に困難な者を、ハローワークなどをとおして、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して、1～3年間助成するもので、支給期間、支給額は、企業規模、所定労働時間、障害区分・程度により異なります。

## 14 市社会福祉協議会

地域住民、町内会・自治会、ボランティア団体、社会福祉関係団体、社会福祉施設、企業、民生委員児童委員、社会福祉推進委員、行政、地区社会福祉協議会が、ともに協力して民間社会福祉事業を円滑に推進し、地域福祉の増進をはかるため、その業務を行う拠点として置かれています。

### 1. 事務局

【所在地】 〒238 - 0041 横須賀市本町2-1 総合福祉会館 2階

【電話】 821 - 1301 (FAX 827 - 0264)

### 2. 生活福祉資金貸付相談事業

地域福祉課 (TEL 821-1301 ※予約制)

他からの借入れが困難な障害のある人がいる世帯などを対象に、生活の安定と経済的自立を目的とした資金の貸付と必要な相談援助を行う制度です。借入申込から返済を終えるまで民生委員による相談援助が行われます。

【対象】 身体障害者手帳の交付を受けた人が属する世帯（その他、低所得世帯や高齢者世帯なども対象としていますが、いずれも世帯収入基準など申込資格に制限があります。）

【相談受付時間】 月曜日～金曜日（祝日は休み） 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時

【備考】 制度の詳細については地域福祉課にお問い合わせ下さい。なお、使途目的のない一般生活費の資金貸付は行いません。また借入申込には原則として連帯保証人が必要で、資金交付まで1、2カ月ほどかかります。

### 3. 日常生活自立支援事業（横須賀あんしんセンター）

TEL 821 - 3605

日常生活において、自分ひとりで福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを行うことが不安な障害者や高齢者のためのサービスです。

【対象】 市内在住の障害者及び概ね65歳以上の高齢者でご自身の判断能力に不安のある人

【内容】 ○福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス

福祉サービス利用手続きや利用料の支払い手続き、公共料金の支払い手続き、預貯金の出し入れなど、日常的な金銭管理を定期的にお手伝いするサービスです。

・利用料 所得に応じて1回あたり0円～3,500円

○書類等預かりサービス

年金証書、印鑑登録カード、権利証など大切な書類を金融機関の貸金庫に保管するサービスです。

・利用料 月額500円 ※相談は無料です。

【備考】 このサービスの契約にはご本人の利用意思が必要です。収支状況の確認や契約審査を行いますので、サービス開始まで2カ月ほどかかります。

### 4. ボランティアセンター（よこすかボランティアセンター）

総合福祉会館4階

ボランティアは、出会い、ふれあい、学びあい、たすけあいの心で、お互いの協力により福祉活動を行っています。ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人と、援助・手伝いを必要としている人を相談のうえ紹介します。また、ボランティアのための講座なども行っています。

【活動の内容】 話し相手、一時保育、レクリエーション・行事の手伝い、寄付物品の受付など

【所在地】 238 - 0041 横須賀市本町 2 - 1 総合福祉会館 4階

【電話】 821 - 1303 (FAX 824 - 8110)

※このほかに市内17カ所に地区ボランティアセンターがあります。

【開所日時】 月曜日～金曜日（祝日は休み） 午前8時30分～午後5時15分

※ボランティアの相談は午後5時まで

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電 話 046-822-8248 (直通) FAX 046-825-6040

メール [hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp)